

令和6年  
第2回定例会議事録

令和6年2月7日

泉大津市教育委員会

令和6年2月7日(水)午前9時より令和6年第2回泉大津市教育委員会会議  
定例会を泉大津市役所3階大会議室に招集した。

#### 出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

#### 出席事務局職員

教育部長	丸山 理佳
教育部次長兼教育政策統括監	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
教育部生涯学習課参事兼図書館長	河瀬 裕子
教育部教育政策課	友永 彩絵
教育部教育政策課	尾下 未彩

#### 案件

- 日程第 1 議案第 4 号 泉大津市立図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第 2 議案第 5 号 泉大津市スポーツ施設運営委員会規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 報告第 2 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 4 議案第 6 号 令和5年度泉大津市一般会計補正予算について
- 日程第 5 議案第 7 号 令和6年度泉大津市一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 8 号 令和5年度教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 日程第 7 議案第 9 号 泉大津市立小津中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の一部変更について
- 日程第 8 議案第 10号 泉大津市立条東小学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の一部変更について

日程第 9 報告第 3 号 泉大津市こどもの読書活動推進計画に対するパブリックコメントの結果について

日程第 10 報告第 4 号 泉大津市就学前教育・保育施設再編実施計画の進捗状況について

議事録署名委員

教育委員 奥 健一郎

会議の顛末

○竹内教育長 令和6年第2回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和6年第1回教育委員会会議定例会議事録承認

---

△日程第1 議案第4号 泉大津市立図書館協議会委員の委嘱について

---

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市立図書館条例に基づき、泉大津市立図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、泉大津市教育委員会が任命するものです。現在の委員の任期が、令和6年2月29日までとなっているため、新たに委嘱します。

定員は7人以内、任期が2年、委嘱日は令和6年3月1日です。

根拠法令は、記載のとおりです。

候補者は、3ページのとおりです。阿児雄之氏は、社会教育関係者です。岡本真様氏は、学識経験者です。澤谷晃子氏は、社会教育関係者です。嶋田学氏は、学識経験者、社会教育関係者です。高島直子氏は、市民公募です。高橋敏也氏は、学校教育関係者です。谷合佳代子氏は、社会教育関係者です。これまでの委員と変わりはありません。

4、5ページには、参考に泉大津市図書館協議会要綱をつけております。

◆教育委員（西尾剛）高島直子さんは、ホンノワまちライブラリー代表、図書館プログラミング教室講師とありますが、具体的にはどんな活動をされている方ですか。

◎図書館長（河瀬裕子）ホンノワまちライブラリーという団体の代表を務められており、自宅の前に本棚を設置し、誰でも本を読んだり借りたりすることができる取り組みを行っておられます。本市でもまちぐるみ図書館の活動を活発にしたいと思っているところですので、大変ありがたい人材です。図書館プログラミング教室に関しては、毎月行っている子ども向けのプログラミング教室の講師を、開館した時から務めていただいています。

◆教育委員（西尾剛）わかりました。ありがとうございます。

※議案第4号可決

---

△日程第2 議案第5号 泉大津市スポーツ施設運営委員会規則の一部を改正する規則について

---

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）趣旨は、本市スポーツ施設運営委員の任期について、所要の改正を行うものです。

改正内容は、別紙2の規則（案）のとおりです。

施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。

根拠法令について、記載が漏れておりました。「社会教育法」及び「泉大津市附属機関設置条例」に基づいて、委員会を設置する旨を謳っております。

8ページの新旧対照表をご覧ください。現行は、「委員の任期は委嘱の日からその日の属する年度の末日まで」としてありますが、改正案は、「任期は、2年とす

る」と、2年間の任期を設ける内容となっております。

◆教育委員（奥健一郎）内容はわかりましたが、その理由や根拠をもう少し明確にお示しいただけますか。

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）今回の変更の理由ですが、施設運営について審議していただく委員会ですが、施設は継続性のある事業であるにも関わらず、単年ごとに委員を変更して審議をいただくというのは、実働に即していないということが1点。もう1点は、総合体育館は指定管理で運営しており、次年度は、新たに指定管理者を選定する時期となっております。新たに選定された事業所の運営について、継続して審議をいただきたいというところもあり、任期を2年に見直しをさせていただきたいと考えております。

※議案第5号可決

---

### △日程第3 報告第2号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

---

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたので報告するものです。

対象期間は令和6年1月1日から1月31日までです。

内容は、別紙3、10ページをご覧ください。申請件数は6件で、全件を承認しております。番号4については、事業名の変更に伴い新規扱いとしているものです。番号5については、平成28年度に同事業に対して後援名義を承認しておりますが、後援名義関係の文書保管期間の関係上、前回の承認書類を破棄していることから新規扱いとしているものです。

◆教育委員（西尾剛）1番の「子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座」は、確か前にも承認していた記憶があるのですが、実施日の6月5日から9日というのは、ウェブでYouTubeのように録画したものを見るだけということですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）ズームでの配信となっておりますので、リアル配信かと思えます。

◆教育委員（西尾剛）なるほど。こちらのホームページを見たのですが、まずホームページのトップに脳科学講座の満足度が98%くらいと書いているんですね。しかし、それは母数が何人でどういうふうにアンケートを取って、どういうふうに算出された数字なのかもよく分からないし、誇大広告気味じゃないかと思うのと、ネットで無料講座の申し込みについて書かれていて、申し込みフォームを見ると、いろんな個人情報を書かないといけない。住所、氏名、携帯番号、メールアドレス、子どもが何人いて、男女どちらか、何歳か、何学年かなど、そして保護者の仕事の業種も書かないといけない。これらが必須となっている。しかし、講座を受けるのに、なぜ子どもの人数や男女や年齢、ましてや保護者の業種などの個人情報まで集めないといけないのかという理由がはっきりしない。個人情報保護法では、こういった個人情報を集めるには、その使用目的をできるだけ明示しないといけないと書いているのですが、保護者の業種や子どもの学年まで集めないといけない目的は具体的に明記されていないと思うんですね。連絡先として、電話番号やメールアドレスを聞くくらいはわかるのですが。さすがに住所は詳細なものではなく、番地等は書かなくてもよいとなっていましたが、不必要な個人情報

を集め過ぎだと思えます。また、題名を見ると、脳に関する科学的あるいは医学的な研究とか、新しい知見から、こういうトレーニングをすれば潜在能力を引き出せるという方法が発見された、あるいは開発したと受け取れるのですが、載っている講師の略歴を見ると、別に専門家でもなくて、コンサルタントです。だから、題名から期待する内容と、実際の講座の内容が全く合っていないのではないかと思います。このホームページやチラシだけを見て応募した方からしたら、期待外れになる可能性もあるのではないかと思います。先ほど言ったように保護者の業種まで書かないといけないというのは、コンサルタントが情報を収集しているようにしか見えない。この団体がそうだとはいませんが、変なふうにご利用しないとは書いているのですが、僕からしたら不必要な個人情報を集めれば、何年生の子どもが何人いる、どこに住んでいる、こういうものに申し込む教育に熱心な家庭のリストができあがるわけですよ。あるいは業種のリストもできる。仕事柄、いろいろ勘ぐってしまうのですが、個人情報を収集する目的でもしているんじゃないかと思えない。恐らくチラシなど学校に配布してほしいと言いますよね。

◎教育政策課長（大塚和弘）チラシの配布は希望されています。

◆教育委員（西尾剛）そうですね。だから結局、教育委員会、教師が無料の宣伝、個人情報の収集のために使われているようにしか見えないです。だから僕としては承認は問題かと思えます。また、団体名を調べたら、たくさん各地の教育委員会の議事録が出てきます。想像ですが、恐らく全国の教育委員会に後援の申請書を送っていると思えます。もうひとつは、ホームページに「特別の無料講座」と書いていて、特別の無料講座ということは、逆を言うと、「一般の有料講座」があるということです。実際に内容を見てみると、最初は、その有料講座の一部が無料講座で、その無料講座について各地の教育委員会から後援をもらっていたけれど、「有料講座の一部の無料講座じゃないか」ということが問題になったのか知りませんが、それをやめて、今回は特別の無料講座だと言っているのですが、それは一般の有料講座に誘導する目的があるようにしか思えない。なので、僕は今後の後援はやめた方がいいと思えます。

◆教育委員（奥健一郎）参考なんですけど、子どもの潜在能力を引き出す脳科学講座ということで、私は、内容的に批判するというよりは事実として申し上げると、潜在能力を引き出す脳科学という言葉の論理自体が破綻していると思えます。脳科学の父と呼ばれているワイルダー・ペンフィールドは、脳科学の先駆者で、前頭葉はどうだ、視覚野はどうだ、聴覚野はどうだということをして、電気をひっぱりだして、人体がどう反応するかというマップを作りました。この方が晩年、自分の墓に彫っておいてくれと言って、墓に刻まれている言葉は、「結局心は脳にはなかった」というものです。潜在能力を脳科学で引き出すというのは、サイエンス的には破綻していると思えます。例えば、私が昔お世話になった中村天風財団というところは、公益財団法人で歴史も100年近くあるのでエビデンスがあると思えます。この団体は、リスト目的じゃないかと思えますが、子どもの潜在能力を脳科学で引き出せるというのは、私は個人的には無理だと思います。

◆教育長（竹内悟）これはもう専決していますよね。それを改めてもう一度諮るということは可能ですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）後援承認通知を団体に送っているのだから、再度の検討はできないです。

◆教育長（竹内悟）では、本年度は仕方がないけど、次年度は検討をするということですね。

◆教育委員（西尾剛）取り消すのは難しいと思えますが、保護者にチラシを配るの

はやめていただきたらと思います。ホームページには「教育委員会後援」としか書いていなくて、たくさん市の町村があるので細かくは書けないんだと思うので、ネットには泉大津市教育委員会後援とは出ないため実害はないと思うのですが、チラシを持って帰ると、保護者がそれを見て、いいなと思うかもしれない。チラシの配布をやめるというのはいかがですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）来年度以降、この事業を承認しないということはできるかと思うのですが、この事業に限らず、後援を承認しない基準というのが、なかなか明確にできない部分があるので、その辺りも含めて、議論、検討は引き続きしていかざるを得ないかと思います。

◆教育長（竹内悟）僕が専決をしなくても一緒ということですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）いえ、承認をするかどうかは教育長専決で決裁をいただいているので、教育長が承認をしないということであれば、不承認の通知を出すこととなります。

◆教育長（竹内悟）今回、落としどころは校長会で「今回、教育委員会会議でこういうご意見が出ました。チラシは各校に送りますが、校長のほうで教育委員会の意見を加味してご判断ください」と伝える、という形でよろしいですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）わかりました。

#### ※報告第2号終結

◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

ついては、日程第4から日程第10を非公開とすることに異議はございませんか。

《異議なし》

異議がないようなので、日程第4から日程第10は非公開とします。

午前10時20分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員